

諮問番号：平成 29 年度諮問第 1 号

答申番号：平成 29 年度答申第 1 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

処分庁長野県地方税滞納整理機構（以下「処分庁」という。）が行った不動産の差押処分（以下「不動産差押処分」という。）に係る審査請求は棄却されるべきであり、賦課処分の更正に係る審査請求は却下されるべきであるという審査庁長野県地方税滞納整理機構（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人の主張

ア 審査請求人は移管された地方税について分割納付をしており、不動産差押処分は取り消されるべきである。

イ 審査請求人に賦課されている●●●●の固定資産税額は現況と課税地目に乖離があり、更正を求める。

（2）審査庁の主張

審理員意見書のとおり、本件審査請求のうち、不動産差押処分の取り消しを求めるものについては理由がないため棄却し、賦課処分の更正に係るものについては不適法な審査請求であるため却下するべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

（1）結論

ア 不動産差押処分の取り消しを求める審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

イ 賦課処分に係る処分庁以外への審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定により、却下されるべきである。

（2）審理員意見書の理由

ア 不動産差押処分には、地方税法第 331 条第 1 項、第 373 条第 1 項及び第 728 条第 1 項の規定により、滞納地方税に係る督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促状に係る滞納地方税を完納している事実がないため、違法又は不当な点は認められない。

イ 審査請求人は地方税を分割納付していることをもって不動産差押処分の取り消しを主張するが、審査請求人の主張する分割納付は、処分庁の裁量行為により差押

解除をすることができる地方税法第15条の5第2項等に規定する換価猶予に伴う分割納付には該当せず、その他分割納付をもって差押えの処分を禁止する法律上の規定もないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

ウ 固定資産税の賦課処分の更正権限があるのは●●●●であり、処分庁は長野県地方税滞納整理機構規約第4条第1項の規定のとおり、地方税に係る賦課処分の更正権限はない。

第4 調査審議の経過

平成29年12月4日	審査庁からの諮問書の受理
平成29年12月20日	審査請求人の口頭意見陳述、審議
平成30年1月29日	審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書、証拠書類等の提出依頼を行ったことなど、その手続きは適正に行われたものと認められる。

2 不動産差押処分の取り消しについて

ア 法令の規定について

地方税法は、第331条第1項、第373条第1項及び第728条第1項において、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないとき地方団体の徴税吏員は当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないと規定している。

また、分割納付に関しては、換価猶予の処分をした場合には、地方税法第15条の5第2項などに、「猶予に係る徴収金については、猶予をする期間内において、当該猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる」旨が規定されており、換価猶予の効果として地方税法第15条の5の3第1項などに、「必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産について、差押えを猶予し、又は解除することができる」旨が規定されている。

イ 判断の理由

不動産差押処分については、第3の1(2)ア及びイのとおりであり、処分に違法又は不当な点は認められず、処分を取り消すべき法律上の規定もなく、不動産差押処分の取り消しに係る審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定に該当する。

3 賦課処分の更正について

ア 法令等の規定について

地方税法は、第 342 条固定資産税の課税客体等は当該固定資産所在の市町村であると規定している。

一方、広域連合である処分庁の処理する事務は、地方自治法第 284 条第 3 項及び第 291 条の 4 第 1 項第 4 号の規定により規約により定めることとされており、処分庁の規約第 4 条第 1 項には、機構の処理する事務として、地方税法の規定に基づき構成団体が賦課した地方税に係る事案のうち処分庁に移管の手続きを行った事案に係る滞納処分及びこれに関する事務とされている。

イ 判断の理由

賦課処分の更正に係る権限については、第 3 の 1 (2) ウのとおりであり、処分庁は行政不服審査法第 4 条に規定する審査請求をすべき処分庁ではなく、賦課処分の更正に係る審査請求は不適法であるため、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定に該当する。

4 以上のことから、「第 1 審査会の結論」に記載のとおり判断する。

第 6 付記事項

審査会における審査請求人の口頭意見陳述において、賦課処分が違法又は不当であるため納税をしておらず、また、賦課処分が違法又は不当であるため不動産差押処分も違法又は不当であるとの主張がされた。

しかしながら、賦課処分と滞納処分とは、それぞれの目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であることから、賦課処分の違法性は滞納処分に継承されないこととされており、賦課処分が取り消されるまでは滞納処分を行うことができるとされている（昭和 39 年 4 月 16 日仙台高等裁判所）ことから、審査請求人の主張は採用することができない。

長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会

委員(会長)	篠原 豊
委員	金子 肇
委員	金井 秀夫